

○山口県警察に勤務する職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令

平成28年3月23日

本部訓令第19号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第1項第5号及び同条第2項の規定に基づく山口県警察に勤務する一般職に属する職員（同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び臨時的任用職員（同法第22条の3第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定により臨時的任用をされた職員をいう。）を除く。）の標準的な職及び標準職務遂行能力は、別表のとおりとする。

別表

標準的な職		標準職務遂行能力	
公安職	その他		
警視	警視相当職	倫理	全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
		方策の立案	的確に状況を把握し、所管する事案に適切に対応するための方策を立てることができる。
		判断	所管する業務の実施において、状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。
		説明・調整	所管する業務の実施において適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
		業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
		組織統率・人材育成	適切に業務を配分した上、進捗管理及び部下の指揮を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。
警部	警部相当職	倫理	全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
		事案対応	十分な知識・技術及び経験に基づき、困難な事案に適切に対応することができる。
		判断	自ら進めるべき業務の実施において、状況に応じて適切な判断を行うことができる。
		説明・調整	担当する業務の実施において論理的な説明を行う

			とともに、関係者と調整を行うことができる。
		業務遂行	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。
		部下の育成・活用	部下の指導、育成及び活用を行うことができる。
警部補	警部補相当職	倫理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
		事案対応	担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、事案に適切に対応することができる。
		協調性、報告・連絡	上司・部下等と協力的な関係を構築し、適切な状況報告、連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができる。
		説明	担当する業務の実施において、分かりやすい説明を行うことができる。
		業務遂行	計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。
巡査部長	巡査部長相当職	倫理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
		事案対応	担当業務に必要な知識・技術を習得し、事案に適切に対応することができる。
		協調性、報告・連絡	上司・部下等と協力的な関係を構築し、適切な状況報告、連絡等を行うことができる。
		業務遂行	計画的に業務を進め、確実に業務を遂行することができる。

<p>巡査</p>	<p>巡査相当職</p>	<p>倫理</p>	<p>全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。</p>
		<p>知識・技術</p>	<p>業務に必要な知識・技術を習得することができる。</p>
		<p>コミュニケーション</p>	<p>上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、適切な状況報告、連絡等を行うことができる。</p>
		<p>業務遂行</p>	<p>意欲的に業務に取り組むことができる。</p>

- 備考
- 1 「警視相当職」が表す職制上の段階に属する職は、管理職手当に関する規則（昭和40年山口県人事委員会規則第16号）別表第1に掲げる職（4種までに限る。）並びに交通管制官及び主幹とする。
 - 2 「警部相当職」が表す職制上の段階に属する職は、課長補佐（室長補佐、所長補佐、科長、隊長補佐及び校長補佐を含む。）及び主査とする。
 - 3 「警部補相当職」が表す職制上の段階に属する職は、係長とする。
 - 4 「巡査部長相当職」が表す職制上の段階に属する職は、主任主事及び主任技師とする。
 - 5 「巡査相当職」が表す職制上の段階に属する職は、主事及び技師とする。
 - 6 海事職給料表の適用を受ける職員の職制上の段階は、当該海事職給料表の職務の級から判断する。